

商 品 名	・納 税 準 備 預 金
-------	--------------

ご利用いただけるお客様	・法人、個人
預入期間	・期間の定めはありません。
預入方法等	・預入方法: 随時預入 ・預入金額: 1 円以上 ・預入単位: 1 円単位
払戻方法	・原則として預金者等の租税納付にあてる場合に限り払戻しできます。
お利息	・変動金利 ・毎日の店頭表示の利率を適用します。 ・年 2 回(3 月、9 月)の当金庫所定の日に元金に組み入れます。 ・毎日の最終残高 100 円以上について、付利単位を 100 円とした 1 年を 365 日とする日割計算。
税 金	・利息には所得税はかかりませんが、租税納付以外の目的で払戻した場合には、個人は 20.315%(国税 15.315%、地方税 5%)の源泉分離課税がかかり、法人は総合課税となります。
中途解約のお取扱	_____
苦情処理措置・紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務部法務課(9 時～17 時、電話: 0944-86-6930)にお申出ください。また、当金庫のほかに、(一社)全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」でも苦情等のお申し出を受け付けています。(9 時～17 時、電話: 03-3517-5825) 紛争解決措置 天神弁護士センター(電話: 092-741-3208)、北九州法律センター(電話: 093-561-0360)久留米センター(電話: 0942-30-0144)、東京弁護士会(電話: 03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話: 03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話: 03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総務部法務課または全国しんきん相談所(9 時～17 時、電話: 03-3517-5825)にお申出ください。
その他	・租税納付以外の目的で払い戻した場合には、その払戻日が属する利息計算期間中の利息は、店頭表示された毎日の普通預金利率により計算します。